

建設業法上の営業所技術者等(旧称:営業所専任技術者)及び主任技術者又は監理技術者の専任配置並びに兼務の可否等について、判断しやすいよう早見表を作成しました。下記の「技術者等に係る確認一覧表」をご確認ください。

また、明和町条件付一般競争入札参加申請書(様式第1号)の入力時に、技術者の専任義務等を事前に確認できるよう、**様式を更新**しました。

つきましては、**令和8年10月以降の公告分から、新様式の参加申請書によりお申し込み**ください。併せて、三重県県土整備部作成の「建設業者のための建設業法」もご確認いただき、関係法令を遵守してください。

【技術者等に係る確認一覧表】

確認項目	その他工事	建築一式工事	必要な対応
技術者の専任基準	税込 4,500 万円 以上	税込 9,000 万円 以上	原則として、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに 専任配置
監理技術者の配置基準	下請総額が税込 5,000 万円以上	下請総額が税込 8,000 万円以上	主任技術者に代えて監理技術者を配置
現場技術者等が専任を要しない工事を兼務できる金額	税込 4,500 万円 未満	税込 9,000 万円 未満	各工事の施工に支障がなく、当該入札工事の工期と重複する期間に、専任を要する他の工事の現場技術者等を兼務していないこと(ただし専任特例1号又は専任特例2号の要件を満たす場合を除く)
現場技術者等が専任を要する工事を兼務できる金額	税込 1 億円未満	税込 2 億円未満	専任特例1号。兼務する工事現場数、移動時間、下請次数、連絡員、情報通信機器など、法令上の要件を全て満たすこと

確認項目	その他工事	建築一式工事	必要な対応
監理技術者が専任を要する工事を兼務する場合	金額要件は別添資料を確認	金額要件は別添資料を確認	専任特例2号。各工事現場に監理技術者補佐を専任で配置するなど、法令上の要件を全て満たすこと
営業所技術者等が専任を要しない工事の現場技術者等を兼務できる金額	税込 4,500 万円未満	税込 9,000 万円未満	営業所と工事現場が近接し、双方の職務を適正に遂行でき、常時連絡できる体制があること。また、当該入札工事の工期と重複する期間に、専任を要する他の工事の現場技術者等を兼務していないこと(ただし、建設業法第 26 条の 5 の要件を満たす場合を除く)
営業所技術者等が専任を要する工事の現場技術者等を兼務できる金額	税込 1 億円未満	税込 2 億円未満	兼務できる工事現場は1か所まで。当該営業所で請負契約を締結することのほか、移動時間、下請次数、連絡員、情報通信技術、人員配置計画書、映像・音声通信機器など、法令上の要件を全て満たすこと

※金額は、全て消費税及び地方消費税を含みます。

※監理技術者の配置基準は、工事の請負代金額ではなく、当該工事に係る下請契約の請負代金額の合計額です。

※「現場技術者等」とは、主任技術者又は監理技術者をいいます。

※専任を要しない工事であっても、工事内容、施工場所、工期等を踏まえ、各工事の施工に支障がないことが必要です。

※専任を要する工事を現場技術者等が兼務する場合は、専任特例1号又は専任特例2号の要件を全て満たす必要があります。

※専任特例2号は監理技術者のみが対象であり、各工事現場に監理技術者補佐を専任で配置する必要があります。

※専任特例1号と専任特例2号は併用できません。

※営業所技術者等による兼務と、専任特例1号又は専任特例2号は併用できません。

※金額要件を満たしていても、その他の法令上の要件を満たさない場合は兼務できません。

※詳細は、明和町条件付一般競争入札参加申請書の裏面及び別添資料等をご確認ください。
